

とめよう戦争への道! 若者を戦場に送るな! 戦争法と改憲に反対します。

内閣総理大臣
衆議院議長 参議院議長

- ①集団的自衛権の行使は認めない。「安保関連法」を制定するな。
- ②「戦争の放棄」を定めた9条を変えな。憲法改悪に反対する。
- ③沖繩・辺野古への新基地建設を直ちに中止せよ。



第2次集約 6月16日(火)
第3次集約 7月15日(水)
最終集約 8月15日(土)

とめよう戦争への道! 百万人署名運動
〒101-0061 千代田区三崎町 2-20-7-303
電話 03 (5211) 5415
メール million@mqc.biglobe.ne.jp
公式ブログ <http://millions.blog.jp/>

取組団体・個人

お名前	ご住所

戦争法案は阻止できる!



職場や地域で署名を広げ、国会闘争へ

「安保闘争の日」6・15国会闘争

正午、日比谷公園・霞門からデモ(呼びかけ・全学連)
デモ後、国会前座り込みと「院内集会」

6・14国会包囲行動 14時~15時半

(呼びかけ・総がかり行動) その他、平日・日中の国会前座り込みや、木・金曜の夜の国会前集会が行われます。

安倍をともに倒そう7・5大集会&デモ

正午、ニッショーホール(東京都港区虎ノ門 2-9-16)
集会後デモ行進(呼びかけ・許すな改憲! 大行動)

裁量の範囲内
更には、政府の
「憲法解釈変
官房長官)、
らない」(菅
の指摘はあた
て、「違憲と
これに対し
しました。
戦争参加法案
だ」と批判
こと。露骨な
戦争に加わる
のは後ろから
方支援という
の。後ろから
戦争に加わる
こと。露骨な
戦争参加法案
だ」と批判
しました。
これに対し
て、「違憲と
の指摘はあた
らない」(菅
官房長官)、
「憲法解釈変
更は、政府の
裁量の範囲内

だ」(中谷防衛相)などと居直りました。

それでも「平和法」?

安倍政権は追いつめられています。「どんな事態なら、集団的自衛権を行使するのか?」という質問に、「政府が総合的に判断する」という曖昧な返答しかできません。さらに、「他の領域では戦闘しない」(安倍)とウソぶきながら、武力で米軍を援護することや、敵基地を攻撃することも否定しません。

安倍は「わかりやすく丁寧な説明」と言ってきましたが、それは絶対にできないのです。なぜなら、「国民を守るため」とか「隊員の安全を確保する」というのはウソで、「握りの権力者・資本家の利益のための、強盗戦争」をやるようにしようとしているからです。

戦争法案は阻止できる、安倍は倒せる。署名を広げて力を組織し、大規模な国会闘争を闘いましょう。

国会周辺では、連日のように抗議集会やデモが行われています。安倍政権のデタラメ答弁に対して激怒する人、戦争を絶対にさせない国会周辺では、連日のように抗議集会やデモが行われています。6月4日(木)の夕方には1400人が国会前に集まりました(写真)。5日は国会正門前で若者たちによる抗議行動が行われました。

全員が「憲法違反だ」

4日に行われた衆院憲法審査会で、参考人質疑に招かれた憲法学者3人全員が「安保関連法案は憲法違反」と明言しました。与党が推薦する参考人が、政府提出法案に反対を唱えることは極めて異例です。これまで改憲論者だった小林節氏も、「日本の憲法学者は何百人もいるが、(集団的自衛権行使容認が)違憲でないと言うのは2~3人だけだ」「後方支援というのは後ろから戦争に加わること。露骨な戦争参加法案だ」と批判しました。

これが、血の流れる戦争11法案

5月14日、安倍政権は、「集団的自衛権行使容認の7.1閣議決定」に基づく新たな戦争法案（安保関連法案）を国会に上程した。250頁を超える長大法案である。

同日夕方の記者会見で安倍は、「戦争法案とレッテル貼るのは誤り」と強調し、「平和」「安全」という単語を異様にくり返した。

「主要11法案」を「2法案」に束ねてしまった戦争法案の中身とは？事務局を中心に10数名で行った学習会（5月14日）をもとに、まとめてみた。

集団的自衛権行使を法律に

安倍はよく、「国民を守るため、あらゆる事態に対応できるよう、法整備する」という言い方をしますが、ごまかされてはいけません。法案の目的は、昨年7月1日の「閣議決定」を具体化すること、すなわち集団的自衛権を行使できるように法律化することが中心です。

集団的自衛権の行使とは、自衛隊による武力の行使であり、日本が直接攻撃されていなくても武力を行使することです。つまり、政府の判断によって、戦争行為が自由にできるようになります。この点をずらして法案を見ることはできません。

資本家のための侵略戦争

安倍は14日の会見で、「米国の戦争にまきこまれるという意見もあるが、そういうことは絶対にありえない」と言いました。それはそうでしょう、「これは自衛の措置だ!」と言って、安倍政権の意志で戦争に踏み込んでいくのですから。

集団的自衛権の行使容認を求めてきたのは、けっして「米国」だけではありません。日本の支配者、経済界からも要求されてきたのです。

2005年の「提言」で日本経団連は、憲法9条2項の改定を求めた上で、「集団的自衛権に関しては、わが国の国益や国際平和の安定のために行使できる旨を、憲法上明らかにすべき」と要求

しました。

2013年に経済同友会は、「日本の国益は、日本固有の領土・領海と国民の安全のみではなく、地域、世界の安定と分かちがたく結びついている」とし、「国益」の範囲を「自由貿易」や「世界秩序」にまで広げよと要求、集団的自衛権行使容認を主張しました。

これに関連して、経済同友会の高坂氏（元伊藤忠商事）は、「進出先での戦争や内乱、または社会主義化して日本企業の資産が接収、国有化されたりといった事態に備えねばならないからだ」（斎藤貴男著『戦争のできる国へ—安倍政権の正体』）と説明しています。ま

「他国軍支援」という形で参戦へ

今回の法案は、「国際平和支援法」という新法と、安保関連10法の「改正」案を束ねた「平和安全法整備法案」という形になっています。

武力攻撃事態法「改正」案が、今回の戦争法案の中核です。なぜなら、昨年「7.1閣議決定」での解釈改憲を、この法案で法的に裏付けようとしているからです。そして、戦争法案で定める自衛隊の「新任務」を網羅しているのが自衛隊法「改正」案です。

武力攻撃事態法「改正」案

現行の武力攻撃事態法は、2003年に制定された有事法制の基本法で、日本への武力攻撃が「予測」される段階から自衛隊が「防衛出動」するとしていましたが、自衛隊が武力で反撃できるのは、日本への攻撃が発生した場合に限定されていました。

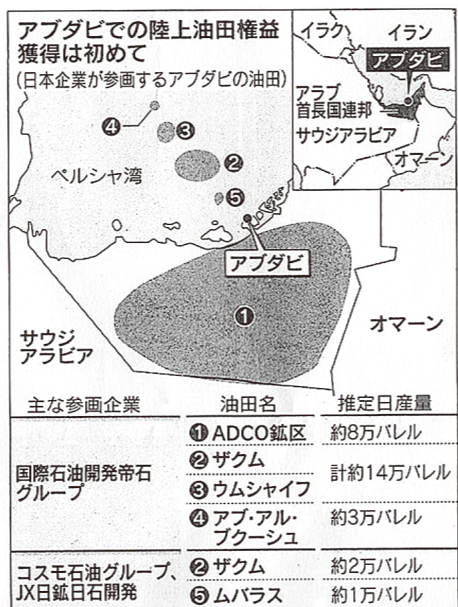
ところが今回の法案で「存立危機事態」を新設し、政府がそれを認定すれば、自衛隊の武力行使が許されるとしています。ここが、集団的自衛権行使容認の法制化の核心部分です。

- ①武力攻撃事態法「改正」案
- ②自衛隊法「改正」案
- ③PKO協力法「改正」案
- ④周辺事態法「改正」案
- ⑤船舶検査法「改正」案
- ⑥米軍行動関連措置法「改正」案
- ⑦特定公共施設利用法「改正」案
- ⑧海上輸送規制法「改正」案
- ⑨捕虜取り扱い法「改正」案
- ⑩国家安全保障会議設置法「改正」案
- ⑪「国際平和支援法」案



戦闘訓練を行う自衛隊の若者たち

さに、資本家たちの利益を守るために集団的自衛権を行使できるようにしとっているのです。



「第2条の4 <存立危機事態> わが国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これによりわが国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある事態をいう。

しかし、どうい場合が「存立危機事態」なのかの説明は条文にはありません。他方で、自治体や公共機関などの協力義務が盛り込まれています。

安倍は、集団的自衛権行使の例として、「ホルムズ海峡での機雷掃海」をあげます。しかし戦時の機雷掃海は参戦そのものであり、全面的な戦争行為にならざるをえません。

左図は4月28日の日経新聞です。ホルムズ海峡付近で日本が油田の権益を拡大しています。日本も「石油のための戦争」をやっていくのでしょうか。

自衛隊法「改正」案

自衛隊法「改正」案で集団的自衛権行使のための出動が「本来任務」となり、「重要影響事態」や「国際平和共同対処事態」での出動も加わりました。

また、自衛隊法単独で定める新任務として、外国でテロ等にまきこまれた日本人を救出することが追加されました。武器使用も拡大され、米軍等の武器を守るための武器使用が「平時」から行えるようになりました。

こうしたことに対応して、自衛隊員への「国外犯処罰規定」も盛り込まれました。「122条の2 上官の命令に多数共同しての反抗や部隊の不法指揮、不服従等の罪は国外でも適用する」としています。

PKO協力法「改正」案

PKO (United Nations Peacekeeping Operations 「国連平和維持活動」) 協

力法も大きく変貌します。最大のポイントは、国連以外が束ねる「国際連携平和安全活動」にも自衛隊を派遣できるようにすることです。要するに、「イスラム国掃討」を行う有志連合軍や、ウクライナ戦争を支援するNATO軍などの要請にも応えていくということでしょう。

第3条の5に、「国際平和協力業務」というのが加わっています。「特定の区域の保安のための監視、駐留、巡回、検問、警護」「軍隊再建や刑務所の運営への協力」（第3条の5）と書かれています。イラク戦争後の駐留軍のような活動です。

加えて、武器使用の大幅な拡大です。「業務を妨害する行為を排除するため」「ともに宿営する外国軍の要員に攻撃があったとき」（第25、26条）などに武器が使用できるとしています。このような武器使用について陸自幹部は、「攻

政府判断で世界中いつでも派兵

今回、唯一の新法となった国際平和支援法案とは、いわゆる派兵恒久法です。一定の期限で失効する目的別の特別措置法とは違い、成立すれば、政府の判断でいつでもどこへでも自衛隊を派兵することができます。

第1条で、「国際社会への脅威を除去するために」日本も寄与する必要がある場合を「国際平和共同対処事態」と規定し、地理的制限を設けず、他国軍支援を自衛隊の任務にしました。「支援」と称して参戦するということです。

「協力支援活動」として、「諸外国の軍隊等に対する物品および役務の提供」（第3条の2）を規定。自衛隊の活動地域は他と同様、「現に（いま）戦闘を行っていない現場」としました。イラク特措法で規定された「自衛隊の活動期間を通じて戦闘が起きないと判断できる『非戦闘地域』」と比較すると、自

撃をしかけてくる相手の先手をうってせん滅すること」（半田滋著『戦地派遣—変わる自衛隊』）とっています。

周辺事態法「改正」案

周辺事態法を名称と内容を変えたのが、「重要影響事態安全確保法案」です。

現行の周辺事態法は、1997年の日米新ガイドラインに基づいて制定された戦争法で、「周辺事態」という概念をつくり、「朝鮮半島有事」での戦争協力を定めたものです。当時、政府は「周辺事態が中東やインド洋で起きることは想定されない」と答弁していました。

ところが、法案では「日本周辺で日本の平和と安全に重要な影響を与える事態」とされていた周辺事態の定義から「日本周辺」を削除して地理的制限をなくし、「重要影響事態」としました。自衛隊の活動地域は「現に戦闘を行っていない現場」にまで拡大。また、第1条に「合衆国軍隊等に対する後方支援活動等を行う」と挿入し、「等」を入れて米軍以外の他国軍支援も加え、弾薬や燃料の提供も可能にしました。

自衛隊のリスクは著しく高まります。

また、第3条の3に、「戦闘行為によって遭難した戦闘参加者について、その捜索または救助を行う」ことを盛り込んでいます。中東の砂漠地帯で遭難・捕獲された有志連合軍の兵士を、自衛隊が救助することをイメージしてください。それ自体が流血の軍事作戦なのです。

戦争法案阻止へ総決起を!

その他、船舶検査法「改正」案などがあります。安倍は「戦争法案と言うのは誤り」と言いましたが、これらはまさしく「血が流れる戦争法案」です。

アフガニスタン戦争では、戦闘部隊よりも後方支援部隊のほうの死者が多いと言われています。「間違いなく戦死者が出る」（元防衛官僚の柳沢協二氏）。戦争への道を断ち切るために、戦争法案を絶対に阻止しましょう!